２．溶出規格

a　フェノール

５μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

b　ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

c　亜鉛

15μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

d　重金属

重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として１μg／mL以下となる。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。また、硫化ナトリウム試液を加えるとき、白濁により試験に影響がある場合には、試験溶液をアンモニア水で中和してpH７以上とし、これにシアン化カリウム試液を加えたものについて試験を行う。

e　蒸発残留物

60μg／mL以下。ただし、器具にあっては水を、油脂及び脂肪性食品並びにクリームの容器包装にあっては20％エタノールを食品擬似溶媒として用いる。

⑵　ゴム製ほ乳器具

ゴム製ほ乳器具は、次の規格に適合しなければならない。

１．材質規格

a　カドミウム

10μg／ｇ以下

b　鉛

10μg／ｇ以下

２．溶出規格

（削る）

２．溶出試験

a　フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は５μg／mL以下となる。

b　ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について，モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

c　亜鉛

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液の１mLを採り、４％酢酸を加えて15mLとしたものについて、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の亜鉛量は15μg／mL以下となる。

d　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として１μg／mL以下となる。ただし、硫化ナトリウム試液を加えるとき、白濁により試験に影響がある場合には、試験溶液をアンモニア水で中和してpH７以上とし、これにシアン化カリウム試液を加えたものについて試験を行う。

e　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は60μg／mL以下でなければならない。ただし、器具にあっては水を、油脂及び脂肪性食品の容器包装にあっては20％エタノールを浸出用液として用いる。

⑵　ゴム製ほ乳器具

ゴム製ほ乳器具は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

１．材質試験

a　カドミウム及び鉛

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛に準じて試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、標準溶液として、カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液各10mLにそれぞれ0.1mol／Ｌ硝酸を加えて100mLとしたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ0.5μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると10μg／ｇ以下となる。

（新設）

２．溶出試験

a　試験溶液の調製

試料を水でよく洗った後、試料の重量１ｇにつき20mLの割合の指定された浸出用液を用い、40℃に保ちながら24時間放置し、試験溶液とする。